

郡山市河川管理施設（洪水調節池）除草協力会報奨金支給要綱

平成 19 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

〔建設構想部河川課〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市が管理する洪水調節池の除草、見回り等の維持管理を自発的に行っている河川管理施設（洪水調節池）除草協力会（以下「協力会」という。）に対して、市が謝意を表明するため、協力会に対し、予算の範囲内において報奨金を支給するものとし、その支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報奨金の算出基準）

第 2 条 報奨金の支給額は洪水調節池の除草区域面積に応じ、1 平方メートル当たり 25 円とする。

（報奨金の支給の時期）

第 3 条 報奨金は、毎年、郡山市河川管理施設（洪水調節池）除草協力会要綱（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 11 条に規定する協議会開催後の年度末に支給する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。